令和８年 11 月６日

各教育事務所長　殿

保 健 体 育 課 長
義 務 教 育 課 長
高 校 教 育 課 長

高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出に伴う対応について（通知）

このことについて、別添写しのとおり各市町村教育委員会教育長に依頼しましたので、貴職においても関連情報の収集に努められるとともに、適切な対応が図られるよう指導してください。

＜問合せ先＞
（学校における保健管理に関すること）
保健体育課健康教育係　　電話　099-286-5318
（学校における飼育動物に関すること）
義務教育課義務教育係　　電話　099-286-5300
高校教育課産業教育係　　電話　099-286-5294

写

鹿教保第251号
鹿教義第1033号
鹿教高第364号
令和８年11月６日
（保健体育課・義務教育課・高校教育課扱い）

各市町村教育委員会教育長　殿

鹿児島県教育委員会教育長

高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出に伴う対応について（通知）

令和８年11月６日に鹿児島大学が実施した水鳥のねぐらの水（出水市東干拓）の遺伝子検査により、高病原性鳥インフルエンザウイルス（Ｈ５亜型）が確認されました。

ついては、下記の点について、教職員及び児童生徒等の発達の段階に即した具体的な指導及び飼育動物の適切な管理について、貴管下の幼・小・中・高等学校及び関係施設への指導をよろしくお願いします。

記

１　手洗い、うがいの励行

環境省によると、鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃厚な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられていることから、過度に心配する必要がないよう指導するとともに、日常生活においては、手洗い、うがいなど一般的な感染予防対策を徹底させること。

２　野鳥への対応等

⑴　死んだ野鳥などを発見した場合には、素手で直接触らないこと。

⑵　野鳥にはなるべく近づかないこと。近づいた場合や野鳥などの排泄物等に触れた場合には、手を石けん等で丁寧に洗い、うがいをすること。

⑶　不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとしたりしないこと。

３　鳥や動物を飼育している場合の対応

飼育している動物が野鳥と接触しないようにすること。

このため、放し飼いは行わないようにするとともに、野鳥の侵入や糞尿の落下などを防止するために、飼育施設にトタン板等の屋根を設けたり、ネットに破れがないか点検したりするなどの適切な措置を講じること。

また、周囲に穀類等のエサや生ゴミ等野鳥を誘引するものを置かず、清潔を保つこと。

4　感染が疑われる野鳥や飼育動物等を発見した場合の対応

死んだ野鳥などを発見した場合には、素手で直接触らないこと。同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、県又は市町村役場に連絡すること。

5　正しい知識の普及

鳥インフルエンザは、鶏肉や鶏卵を食べることによって人に感染することはなく、また、鳥インフルエンザは、人に感染する可能性はきわめて低いものであり、根拠のない噂などにより混乱したりせず、正確な情報に基づいて冷静に対応すること。

＜問合せ先＞

（学校における保健管理に関すること）

保健体育課健康教育係　　電話　099-286-5318

（学校における飼育動物に関すること）

義務教育課義務教育係　　電話　099-286-5300

高校教育課産業教育係　　電話　099-286-5294